

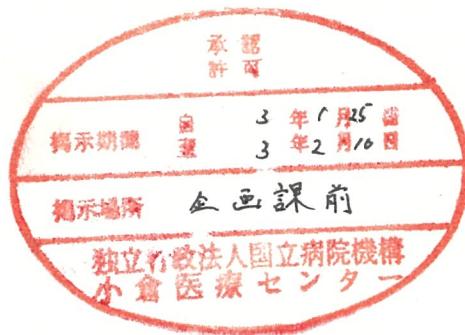
入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年 1月 25日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構小倉医療センター
院長 山下 博徳



1 調達内容

- 1) 調達等件名及び数量 「産業廃棄物及び事業系一般廃棄物収集運搬業務」
2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による
3) 契約期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
4) 履行場所 独立行政法人国立病院機構小倉医療センター
5) 入札方法 入札金額については、3)に定める契約期間に行う1)調達等件名の履行に要する一切の費用を含めた額とすること。

2 競争参加資格

- 1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下、契約細則という。) 第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。
3) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、登録資格の停止を受けている期間は参加できない。
4) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
5) 北九州市の産業廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物収集運搬業の許可を有している者であること。
6) 環境配慮への取組状況等に関し、入札説明書に掲げる入札適合条件を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- 1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒802-8533
福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘10番1号
独立行政法人国立病院機構小倉医療センター 企画課 契約係
電話093-921-8881 内線8404
2) 入札説明書の交付方法 1) の交付場所にて交付する。
3) 入札書の受領期限 令和3年 2月 10日(水) 17時00分
4) 開札の日時及び場所 令和3年 2月 19日(金) 11時00分 1階会議室
※不落の場合は、直ちに2回目以降の入札を行います。

4 その他

- 1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
2) 入札保証金及び契約保証金 免除
3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び本広告に示した内容を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた

場合は、それに応じなければならない。

4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

5) 契約書作成の要否 要

6) 交渉権者の決定方法

① 契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ有効な入札を行った入札者を交渉権者とし、その者が複数の場合は、入札金額の低い者から交渉順位を付するものとする。ただし、第一交渉権者となるべき者の入札価格によっては、その者により該当契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を第一交渉権者とすることがある。

② 同一交渉権者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ交渉順位を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことが出来ないときは、入札執行事務に関係ない職員がくじを引き交渉順位を決定するものとする。

③ 第一交渉権者の決定後は、その者と直ちに交渉し契約価格を決定するものとする。ただし、その交渉が不調、または交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

7) 詳細は入札説明書による。

入札説明書

1. 入札及び契約に関する事項

(1) 経理責任者

独立行政法人国立病院機構小倉医療センター 院長 山下 博徳

2. 調達内容

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 調達等件名及び数量 | 「産業廃棄物及び事業系一般廃棄物収集運搬業務」 |
| (2) 調達案件の仕様等 | 別紙 仕様書のとおり |
| (3) 契約期間 | 令和3年4月1日 から 令和5年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 国立病院機構小倉医療センター |

3. 入札方法

- (1) 契約交渉権者の決定は最低価格落札方式をもって行う。当院の予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を第一交渉権者とする。
- (2) 入札金額については、調達件名の納品に要する一切の費用を含めた額とすること。なお、契約交渉権者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約交渉権者の決定とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜価格を記載した入札書を提出しなければならない。

4. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条で示す特別の理由がある場合に該当する。

※参考 契約細則第5条

- 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることが出来ない。
- 一 契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - 四 独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第63号）第2条各号に掲げる者

- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者でないこと。
- (3) 開札日までの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

※参考 契約細則第6条

- 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後一定期間一般競争に参加させないことが出来る。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
- 一 契約履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための談合をした者。
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人又はその他の使用人として使用した者。
- 八 前各号に類する行為を行った者
 - 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
 - 3 第1項の期間その他必要事項は、別に定める。

- (5) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、登録資格の停止を受けている期間は参加出来ない。
- (6) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

※参考 契約細則第4条

国立病院機構が行う一般競争に参加出来る者は、厚生労働省が定める物品の製造・販売等の競争契約の参加資格又は建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争参加資格を得た者とする。

- 2 前項の一般競争参加資格に基づき、一般競争を実施する場合において当該競争に必要とされる等級を有する者が僅少であるときは、当該等級の1級上位又は1級下位の等級に格付けされた者を当該競争に参加させることが出来る。
- 3 前項の規定にかかわらず契約審査会において特に参加資格を認めた者については、当該競争に参加させることが出来る。
- 4 経理責任者は一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、更に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることが出来る。

- (7) 北九州市の産業廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物収集運搬業の許可を有している者であること。
- (8) 環境配慮への取組状況等に関し、別紙6に掲げる入札適合条件のうち、満点の60%以上を満たす者であること。(入札参加を希望する事業者は、別紙6の別添1～4による関係書類を2月10日(水)17時00分までに提出すること。入札参加資格の審査結果については、参加が下限値を下回る業者のみ2月10日(水)17時00時までに連絡する。)

5. 入札に関する事項

(1) 入札書等の提出場所及び問い合わせ先

〒802-8533 北九州市小倉南区春ヶ丘10番1号

独立行政法人国立病院機構小倉医療センター 事務部企画課 契約係 幸 芳樹

TEL: 093-921-8881 (内線 8404) / FAX: 093-922-5072

(2) 契約条項、入札書及び仕様書を交付する場所及び期間

①場所：独立行政法人国立病院機構小倉医療センター 事務部企画課 契約係

②期間：令和3年1月25日(月)～令和3年2月10日(水) 17時00分

(3) 入札書提出の場所及び期限

- ①場所：独立行政法人国立病院機構小倉医療センター 事務部企画課 契約係
- ②期限：令和3年2月10日（水） 17時00分まで

(4) 入札書の提出方法

- ①入札書は、別紙様式第1号により作成し、封筒に入れて封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『令和3年2月19日開札 産業廃棄物及び事業系一般廃棄物収集運搬業務の入札書在中』と朱書きしなければならない。
- ②郵送（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に『令和3年2月19日開札 産業廃棄物及び事業系一般廃棄物収集運搬業務の入札書在中』と朱書きし、中封筒の封表には①と同様に記載のうえ令和3年2月10日の13時迄必着で送付しなければならない。なお、直接持参又は郵送による提出以外の方法は無効とする。
- ③入札金額については、業務を履行するのに必要なすべての費用を含む期間総額を記入するものとする。

(5) 入札書の提出後の引換等の禁止

- ①入札者は、その提出した入札書を引換、変更、取消等をすることはできない。
- ②入札者は、仕様書及び契約書案等を熟知のうえ入札しなければならない。なお、入札後ににおいて仕様書又は契約書案等の不知又は不明を理由として異議を申し立てすることはできない。

(6) 入札書の無効

下記の事項に該当する入札書は全て無効とする。また、無効の入札を行った者を契約交渉権者としていた場合は契約交渉権者決定を取り消すことが出来る。

- ①競争参加資格がない者が提出したもの。
- ②所定の様式によらず、又捺印がないもの。
- ③入札金額が不明確なもの、又は入札金額を訂正したもの。
- ④競争参加者（代理人等を含む）の氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者氏名）が判然としないもの。
- ⑤提出期限内に応札参加資格を確認できる書類を提出しないもの。
- ⑥誤字・脱漏・汚染・塗抹等による文字の不明確なもの。
- ⑦委任状を提出していない代理人のした入札。
- ⑧他の入札者の代理人を兼ねた者の入札及び2人以上の入札者代理人をした者の入札。
- ⑨談合が認められた場合の入札は無効とし、契約交渉権者決定の場合は取り消すことがある。
- ⑩経理責任者が競争参加資格のある旨の確認を行った者であっても、入札時点において独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他入札時点において資格のない者の提出した入札書は無効とする。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって公正な競争入札を執行することが出来ない状態にあると判断されるときは、本件入札を延期し、又はこれを取り止めることが出来る。

(8) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合は、入札書に入札者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記して押印（外国人の場合は署名）をしておくと共に別添の「様式2」を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることは出来ない。

(9) 注意事項

- ①入札者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- ②入札者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(10) その他

競争参加資格申請手続き中の者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかつたときは、当該入札書は契約交渉権者決定の対象とはしない。

6. 入札に際して提出する書類

この競争入札に参加を希望する者は、次の書類等を準備のうえ下記期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までにおいて経理責任者から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期限：令和3年2月10日（水）17時00分まで
- (2) 提出場所：前記5（3）まで
- (3) 提出書類：
 - ①厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写
 - ②産業廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物収集運搬業の許可証
 - ③委任状（別紙の「様式2」）
 - ④反社会的勢力への対応に関する誓約書（別紙の「様式3」）
 - ⑤契約に係る公表対象確認書（別紙の「様式4」）
 - ⑥障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に係る申告書
(別紙の「様式5」)
 - ⑦環境配慮への取組状況等に関する申請書類は別紙6のとおり
 - ⑧応札物件の参考見積書

7. 開札に関する事項

- (1) 日時：令和3年2月19日（水）11時00分
- (2) 場所：〒802-8533 北九州市小倉南区春ヶ丘10番1号
独立行政法人国立病院機構 小倉医療センター 1階会議室
- (3) 開札の注意事項

- ①開札は、入札者又はその代理人（以下復代理人を含む）を立ち会わせて行う。但し、入札者又はその代理人が開札当日に立ち会うことができない場合は、あらかじめ開札日の前日までに前記5（1）入札担当者まで、その旨を連絡しなければならない。
なお、この場合には入札事務に關係のない当院職員を立ち会わせて行うものとする。
- ②開札に立会する入札者又はその代理人は1名とし、開札時刻後において開札場に入場することは出来ない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは入札関係職員の求めに応じ身分を証明するものを提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、入札担当職員が特に止むを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を途中退場することは出来ない。
- ⑤開札場において、入札者又はその代理人が次のいずれかの行為があると認められる場合は開札場から退去させることができる。
 - 1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
 - 2) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために談合をした者。

⑥開札した場合において、入札者又はその代理人が入札した入札書のうち、予定価格の制限内に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。入札回数は入札価格が予定価格を下回るまで実施する。但し、複数回入札を繰り返してもなお乖離が見られる場合は打ち切る場合がある。

8. 契約交渉権者の決定に関する事項

- (1) 契約交渉権者の決定は最低価格落札方式をもって行う。当院の予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を第一交渉権者とする。
- (2) 同価格の入札が複数あった場合は、直ちにくじ引きにより交渉順位を決定する。入札者又はその代理人が直接くじを引くことが出来ないときは、入札事務に關係のない職員がこれに代わってくじを引き契約交渉権者を決定するものとする。
- (3) 第一交渉権者が次の各号に該当する場合は、直ちにその地位を喪失することとなり、その者との交渉は打ち切りとなります。
 - ①他の交渉権者の交渉を妨害した場合。
 - ②交渉の妨害、契約手続の遅延を目的として交渉権を得た場合。
 - ③他の交渉権者と連合した場合。
 - ④交渉を拒否した場合。
 - ⑤整然・平穏たる交渉を破った場合。
 - ⑥通知した交渉日の翌営業日を超える順延又は変更した交渉日の再順延を申し出た場合。
 - ⑦交渉中に辞退を申し出た場合。
 - ⑧当初入札額を下回る価格を提示しない場合で、その理由を説明できない場合。
 - ⑨経理責任者において交渉が膠着状態に陥ったと判断した場合。
 - ⑩交渉開始日から起算して10日以内までに契約価格が決定しなかった場合。

9. 契約金額の決定に関する事項

第一交渉権者が決定したときは直ちにその者と価格交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。また、当該契約の予定者の名称について、当院ホームページ「競争入札に係る情報の公示」に掲示します。

10. 契約の解除に関する事項

次の各号の1つに該当するときは、契約を解除するものとする。

- (1) 納入日時の延期を許可した場合を除き期限内に履行されないととき。
- (2) 経理責任者において相手方が完全に契約を履行する見込みがないと認めたとき。
- (3) 相手方が経理責任者の書面による承認を得ないで、第3者に契約の履行を委任し、又は契約により生じる権利及び義務を譲渡し、又は承継させた場合。

11. 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約する場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引の状況等について情報を公開するなどの取り組みを進めている。

これに基づき、以下のとおり当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報提供及び情報の公表について同意のうえ応札又は契約締結を行うこと。

なお、応札又は契約締結をもって同意されたものと見なす。

また、応札又は契約締結を行ったにも拘わらず情報提供等の協力をいただけない相手方については、その旨その名称等を公表させていただくことがあります。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者が再就職していること。又は課長相当職以上の職を経験した当機構OBの者が役員、顧問等として再就職していること。

- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ③2ヵ年連続して一者応札・応募となった案件

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約毎に契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上の経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構在職時における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ア) 3分の1以上2分の1未満
 - イ) 2分の1以上3分の2未満
 - ウ) 3分の2以上
- ④一者応札であった場合は、その旨

(3) 当方に提供いただく情報

- ①契約締結日時点での在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名、当機構在職時の最終職名)
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入、当機構との間の取引高

(4) 公表の時期

契約締結日の翌日から起算して原則として718日以内

1.2. 一者応札・応募となった案件の公表について

当入札において2ヶ年連続して一者応札・応募となった場合は「独立行政法人の契約状況の点検見直しについて」における改善状況のフォローアップについて(平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡)において、一件ごとに契約の概要や、一者応札・応募の改善に向けた取り組み内容を記載した個表を作成し、国立病院機構本部のホームページで公表することがルールとなりました。この個表は、一者応札となった場合には、契約業者名も含めて公表されることとなります。予め御了承の上、ご理解いただきますようお願いいたします。

1.3. 苦情申立て

本契約に関する苦情については、その原因となる行為の発生から2週間以内にお願いします。この受付期間経過後については苦情は受け付けられませんのでよろしくお願ひいたします。また、受付期間内であっても、直接に利害のない方による苦情はお受けできませんので併せてご承知おき下さい。

1.4. 紛争の解決

紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて経理責任者、相手方と協議のうえ選定した者に調停を依頼する。

1.5. その他の事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金は免除する。
- (3) 契約書の作成
別添の「契約書(案)」により作成し締結する。
- (4) 納品及び支払
①納品に当たっては、調達品を当院検査職員が実施する納品検査に合格した日をもって納品日とする。

②支払については、別紙の契約書（案）にその内容を記載する。

(5) 入札参加者は、本入札説明書、入札仕様書及び契約書（案）を熟読のうえ競争契約の本旨を心得て臨むこと。

(6) 入札書又は関係資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止手続を行うことがある。

(7) その他詳細不明の点についての照会先は、「5（1）問い合わせ先」に同じ。尚、仕様書の内容に関する質問等は、以下の期限内に文書によるもののみ受け付ける。

受付期限 令和3年2月10日（水）17時00分